

新旧対照表

改正後

改正前

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年分) 氏名

(平成 年分) 氏名

Table with columns for equipment name, lease terms, and tax calculation. Includes rows for 'リース費用の総額', 'リース特別控除限度額', and 'リース特別控除取戻税額'.

Table with columns for equipment name, lease terms, and tax calculation. Includes rows for 'リース費用の総額', 'リース特別控除限度額', and 'リース特別控除取戻税額'.

## 新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第11項の規定による経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名称を記載します。</p> <p>(2) 「④」欄及び「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑦」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑪」欄、「⑫」欄、「⑬」欄から「⑮」欄及び「⑯」欄の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の経営革新設備で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(5) 「⑰」欄から「⑳」欄までの各欄は、供用廃止設備の供用年にリース特別控除の適用を受けた金額がある場合で、供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。</p> <p>（注） 供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合には、「⑰」欄から「⑱」欄までの各欄のみに記載し、「⑲」欄から「㉑」欄までの各欄には記載しないことに留意してください。</p> <p>(6) 「⑲」欄から「㉑」欄までの各欄は、供用廃止設備の翌年以後4年内の各年（供用廃止年の前年までの各年に限ります。）に繰越税額控除限度超過額の控除を受けた金額がある場合で、当該各年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。</p> <p>なお、この明細書は、当該各年のうち繰越税額控除限度超過額の控除を受けた年が異なるごとに用紙を改めて記載し、それぞれ対応する年分の修正申告書に添付することとなります。</p> <p>また、「㉒」欄及び「㉓」欄に記載することとなる場合には、当該欄の金額を計算するために必要な明細書も併せて修正申告書に添付してください。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条件 措法第10条の5</p>	<p style="text-align: center;">沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合の リース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者で沖縄の特定中小企業者が租税特別措置法第10条の5第11項の規定による経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑧」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「⑪」欄、「⑫」欄、「⑬」欄から「⑮」欄及び「⑯」欄の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の経営革新設備で、既に事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(4) 「⑰」欄から「⑲」欄までの各欄は、供用廃止設備の供用年にリース特別控除の適用を受けた金額がある場合で、供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。</p> <p>（注） 供用年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合には、「⑰」欄から「⑲」欄までの各欄のみに記載し、「⑲」欄から「㉑」欄までの各欄には記載しないことに留意してください。</p> <p>(5) 「⑲」欄から「㉑」欄までの各欄は、供用廃止設備の翌年以後4年内の各年（供用廃止年の前年までの各年に限ります。）に繰越税額控除限度超過額の控除を受けた金額がある場合で、当該各年分のリース特別控除取戻税額を計算する場合に記載します。</p> <p>なお、この明細書は、当該各年のうち繰越税額控除限度超過額の控除を受けた年が異なるごとに用紙を改めて記載し、それぞれ対応する年分の修正申告書に添付することとなります。</p> <p>また、「㉒」欄及び「㉓」欄に記載することとなる場合には、当該欄の金額を計算するために必要な明細書も併せて修正申告書に添付してください。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条件 措法第10条の5</p>